



福岡医発第2234号(地)

平成25年12月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

中国における鳥インフルエンザA (H7N9)の発生状況等
に関する情報提供について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部より別紙のとおり内閣官房新型インフルエンザ等対策室が情報提供を再開した旨、通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきましては、本会ホームページ「緊急情報」にも掲載いたします。
- 2) 鳥インフルエンザに関する情報につきましては、内閣官房ホームページ(下記URL)に随時更新、掲載されておりますので併せてご確認ください。
(http://www.cas.go.jp/jp/influenza/tori_inf/index.html)
- 3) 日本医師会発出の通知について、福岡県からの通知と重複するものにつきましては送付しておりませんので、ご了承願います。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

公印省略

25保衛第109号-30

平成25年12月17日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部保健衛生課長
(感染症係)

中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の
発生状況等に関する情報提供について

このことについて、内閣官房新型インフルエンザ等対策室が情報提供を再開したので、別添のとおり中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の発生状況等について情報提供します。

なお、内閣官房新型インフルエンザ等対策室からの情報提供が再開されたところですが、今後についても、状況の変化等、必要に応じて情報提供することとしておりますので申し添えます。

保健医療介護部保健衛生課 感染症係 酒瀬川、西田、中村 TEL : 092-643-3268 FAX : 092-643-3282
--

中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者の発生について

4月1日、中国において鳥インフルエンザA(H7N9)に感染した患者が発生したと、世界保健機関（以下「WHO」という。）が発表した。その後、同国において感染が拡大していたものの、衛生当局等による緊急対応措置等が終了した6月以降においては、患者報告数は減少した（7月に発症者が2名のみ）。

本年、10月以降、同国で新たな感染者が確認され（12月9日現在、8名）、内閣官房からの情報提供があったことから、現時点での対応状況等を取りまとめたもの。

1 患者等の発生状況等

12月9日現在（内閣官房の情報）

患者143名、うち47名死亡

（発生地域等：上海市33名、北京市2名、江蘇省28名、安徽省4名、浙江省51名、河北省4名、河南省4名、山東省2名、広東省2名、江西省6名、福建省5名、湖南省2名、香港2名、台湾1名）

【うち本年10月以降の発生状況】

・感染が確定した者：8名

・発生地域等：浙江省5名、広東省1名、香港2名

※ 感染源は未確定だが、生きた家きん類等との接触による可能性が高い。

※ 現時点では、持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていない。

※ 上記感染者には、臨床症状のなかった北京市の男児の感染例1例は含まない。

（参考）

- ・ 中国政府からOIE（世界獣疫事務局）に対して、ニワトリ、ハト及びアヒルから鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスが検出された旨、報告されている。（出典：内閣官房）
- ・ 6月5日、農林水産省が国内で飼養されているハトのサーベイランスを実施し、鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった旨公表。（出典：内閣官房）
- ・ 6月7日、環境省は国内において定期的に野鳥糞便及び死亡個体のインフルエンザウイルス保有状況調査を実施しており、併せて4月下旬から5月下旬にかけて、追加調査を実施したところ、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスを含め鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった旨公表。（出典：内閣官房）
- ・ 鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスは、ノイラミダーゼ阻害薬に感受性であるとされ、早期診断・早期治療を行うことにより重症例の減少が期待される。（出典：5月21日付国立感染症研究所リスクアセスメント）
- ・ ヒト分離ウイルス15株の全てのHA遺伝子は、ヒト型のレセプターへの結合能を上昇させる変異を有していた。またPB2遺伝子を解析したヒト分離ウイルス11株のすべてに、RNAポリメラーゼの最適温度を鳥の体温(41℃)から哺乳類の上気道温度(34℃)に低下させる変異が観察された。これらの株については、ヒト上気道に感染しやすく、また増殖しやすいように変化している可能性が強く示唆された。（出典：5月21日付国立感染症研究所リスクアセスメント）
- ・ 鳥インフルエンザA(H7N9)感染予防のためのワクチンは現在ない。（出典：WHO Q&A）

- ・3月と4月にインフルエンザ様疾患症例2万人以上を検査したところ、鳥インフルエンザA(H7N9)確定症例は6人のみであった。この事実は、H7N9の感染で軽症者は大規模には発生していないことを示唆している。(出典：5月10日付WHOリスクアセスメント)
- ・持続的なヒト-ヒト感染の証拠はない。しかし、家族内クラスターの2事例が報告されており、患者とその他のヒトとの間で濃厚接触のあった場合には、家族内、場合によっては医療機関内で、限定的なヒト-ヒト感染が発生しうることが示唆される。(出典：5月10日付WHOリスクアセスメント)
- ・国際的伝播が発生したという兆候はないが、症状の有無に関わらず、感染者が海外を旅行すれば、感染が拡大する可能性がある。(出典：5月10日付WHOリスクアセスメント)

(動物における感染状況)

- 5月22日現在、899,758検体が検査され、1市8省(上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、河南省、山東省、広東省、江西省、福建省)の生鳥市場、南京市の野生の鳩、江蘇省の伝書鳩農場から採取された53検体で鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスが検出された旨公表(中国農業部)
- 以降も引き続き、動物の鳥インフルエンザA(H7N9)モニタリング検査が実施されており、10月は、中国32市省において、血清学的検査で34検体が陽性(陽性率0.07%)、病原学的検査では全て陰性であった旨公表(中国農業部)

(中国農業部ウェブサイト)

- ・ 動物の鳥インフルエンザA(H7N9)モニタリング検査結果(10月分)
http://www.moa.gov.cn/sjzz/syj/dwyqdt/jczt/201311/t20131127_3687375.htm
- ・ 動物の鳥インフルエンザA(H7N9)モニタリング検査実施要綱
http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201308/t20130807_3551677.htm

2 対応

【国の対応】

- 4月2日
 - ・各都道府県等に対し、4月1日にWHOが発表した中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生について情報提供
- 4月3日
 - ・各医療機関に対し、症例定義※1に合致する患者を診察した場合は、保健所へ情報提供を行うとともに、その患者の診療に当たっては、標準予防策※2を徹底するよう通知
- 4月5日
 - ・検疫体制を強化(中国の発生地からの入国者に対し、感染が疑われる症状が出た場合は、医療機関を受診するよう勧奨)
 - ・各都道府県に対し、発生状況と政府の対応について情報提供
 - ・内閣官房、厚生労働省及び国立感染症研究所が鳥インフルエンザA(H7N9)専用ホームページを開設
- 4月10日
 - ・中国からのウイルス株が国立感染症研究所に到着、ワクチン株の製造準備を進める
- 4月15日
 - ・国立感染症研究所から、PCR検査で用いる検査試薬等を各地方衛生検査所や検疫所へ発送
 - ・当面は各地方衛生検査所における検査結果がH7陽性となった場合に、国立感染症研

究所で確認検査を行う旨の事務連絡を各都道府県、保健所設置市に発出

○4月19日

- ・検疫体制を強化。中国からの入国者で症状がなかった者に対して、注意喚起カードを配布し、異状が生じた場合は、最寄りの保健所に相談のうえ、医療機関を受診するよう呼びかけ
- ・国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表

○4月24日

- ・厚生科学審議会感染症部会を開催し、鳥インフルエンザA（H7N9）を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定すること等について議論し、了解を得る。

○4月26日

- ・鳥インフルエンザA（H7N9）を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する政令が施行され、施行通知を各都道府県、保健所設置市に発出

○5月1日

- ・国立感染症研究所がリスクアセスメントを更新（当面は1～2週間おきに更新予定）

○5月2日

- ・指定感染症指定後の検疫対応フロー及び健康カード改正に関する事務連絡を検疫所長に発出し、同内容を各都道府県、保健所設置市に周知
- ・4月3日付通知（医療機関から保健所への情報提供依頼）の廃止に関する通知及び指定感染症指定後の自治体対応フローに関する事務連絡を、各都道府県、保健所設置市に発出

○5月14日

- ・国立感染症研究所が5月10日付でWHOが公表したリスクアセスメントの邦訳をホームページに公開

○5月21日

- ・鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症に対する院内感染対策（国立感染症研究所作成）に関する事務連絡を、各都道府県、保健所設置市に発出
- ・国立感染症研究所がリスクアセスメントを更新

○5月22日

- ・鳥インフルエンザA（H7N9）疑い患者が発生した場合の対応に関する都道府県等・地方衛生研究所向けQ&Aを、各都道府県、保健所設置市に発出

○5月23日

- ・国立感染症研究所が、発育鶏卵で培養したウイルス液に対する国内で市販されている20種類のインフルエンザ迅速診断キットの反応性について検討し、鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスに反応することを確認※3

○5月31日

- ・健康カードの配布方法の変更に関する事務連絡を検疫所長に発出

○6月5日

- ・農林水産省がレース鳩及び伝書鳩を対象とした鳥インフルエンザ検査の結果について（2報・終報）を公表（全て陰性）

○6月7日

- ・内閣官房が政府新型インフルエンザ等対策行動計画を公表

○6月18日

- ・国立感染症研究所が、英国からワクチン製造候補株（NIBRG-268）を輸入

○6月26日

- ・内閣官房が新型インフルエンザ等対策ガイドラインを公表

○7月16日

- ・国立感染症研究所ホームページに「鳥インフルエンザ A（H7N9）患者搬送におけ

る感染対策」を掲載

- ・「新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議」を開催し、現時点の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報等を都道府県と共有

○7月26日

- ・国立感染症研究所が開発したワクチン製造候補株（NIIDRG-10.1）が、WHOのH7N9ワクチン製造候補株リストに掲載される。

○8月23日

- ・「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」を開催し、現時点の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報等を指定公共機関と共有

○8月30日

- ・国立感染症研究所がリスクアセスメントを更新

○9月2日

- ・「新型インフルエンザ専門家会議」を開催し、鳥インフルエンザA（H7N9）に対するワクチン開発を進めていくことについて了承を得る。当面は、治験用のH7N9ワクチンの製造及び非臨床試験までを実施

○9月25日

- ・鳥インフルエンザA（H7N9）の国内検査体制の留意点（再周知）に係る事務連絡を、各都道府県、保健所設置市に発出

○11月5日（火）

- ・「新型インフルエンザ等対策有識者会議」を開催し、現時点の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報、リスクアセスメント等の現時点で得られた知見を、医学公衆衛生等の専門家間で情報共有
- ・国立感染症研究所がリスクアセスメントを更新

- ※1 38度以上の発熱と急性呼吸器症状を有し、肺病変が疑われる者で、発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者
- ※2 手袋やマスク等の感染防護具の着用、汚染された器具の洗浄・消毒など、すべての患者に対して適用される基本的な感染対策
- ※3 臨床検体を用いた場合の鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスのインフルエンザ迅速診断キットへの反応性を保証するものではない。

【県の対応】

○4月3日

- ・保健福祉環境事務所に対し、海外からの帰国者や医療機関からの相談に対し対応するよう、併せて、万一の新型インフルエンザ発生に備え、県行動計画に基づく帰国者・接触者相談センター※4の設置や医療機関との連携等について、体制を再確認するよう指示を行った。
- ・「福岡県新型インフルエンザ対策連絡会議」のメンバーに対し、発生状況等について情報提供し、認識を共有した。
- ・政令市、保健所設置市と現状・今後の対応等について情報交換し、認識を共有した。
- ・国からの症例定義に合致する患者の情報提供依頼等の通知を受け、医療機関に周知した。
- ・検疫所と定期的に対応状況について情報交換を行うとともに、市町村等関係機関に対し、情報提供を行った。

○4月4日

- ・県ホームページで県民に対して、ヒトからヒトへの感染が確認されていないことや、手洗い・手指消毒等の感染予防策について周知を行った。

- 4月5日
 - ・「福岡県新型インフルエンザ対策連絡会議」の庁内メンバーを含む28課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生状況やこれまでの国と県の対応について情報を提供し、今後の対応について確認した。
- 4月6日、4月8日～
 - ・関係各課、保健福祉環境事務所、市町村、感染症指定医療機関及び専用外来設置医療機関に患者発生状況やこれまでの国と県の対応について情報を提供した。
- 4月11日
 - ・保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市）との連絡会議を開催し、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。
- 4月12日
 - ・庁内関係各課43課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法、福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例について情報を提供した。
- 4月16日
 - ・保健福祉環境事務所課長会議を開催し、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。
- 4月18日
 - ・鳥インフルエンザA(H7亜型)を検出するための検査体制を整備（県保健環境研究所）
- 4月19日
 - ・保健福祉環境事務所保健監会議において、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。
- 4月26日
 - ・庁内関係各課42課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生状況について情報を提供し、連休中の連絡体制について確認した。
 - ・鳥インフルエンザA(H7N9)を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する政令が施行された旨の厚生労働省通知を各保健福祉環境事務所、感染症指定医療機関に周知した。
- 5月1日
 - ・保健福祉環境事務所課長会議を開催し、5月5日までと指定感染症となった後の対応と連休中の連絡体制について確認した。
- 5月5日
 - ・5月2日付厚生労働省通知及び事務連絡を各保健福祉（環境）事務所及び医療機関に周知した。
- 5月9日
 - ・福岡検疫所及び保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市）との連絡会議を開催し、指定感染症発生時の対応と情報共有について確認した。
- 5月17日
 - ・感染症指定医療機関連絡会議を開催し、患者発生時の対応について確認した。
- 5月23日
 - ・5月22日付厚生労働省Q&Aを各保健福祉（環境）事務所及び保健環境研究所に周知した。
- 5月24日
 - ・5月21日付厚生労働省事務連絡を保健医療介護部医療指導課から各保健福祉（環境）事務所及び医療機関に周知した。
- 9月10日
 - ・福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定、公表

○10月18日

・9月25日付厚生労働省事務連絡を保健福祉(環境)事務所、医療機関及び保健環境研究所に周知

- ※4 新型インフルエンザ患者の発生が確認された場合に、感染している可能性の高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発熱等症状を有する者を対象とした相談窓口

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況（H25. 11末現在）】

	国備蓄分	県備蓄分	流通	合計
タミフル	1,062,100 人分	901,300 人分	164,000 人分	2,127,400 人分
リレンザ	106,600 人分	93,400 人分		200,000 人分
合計	1,168,700 人分	994,700 人分	164,000 人分	2,327,400 人分

鳥インフルエンザ A (H7N9) への対応について

平成 25 年 12 月 9 日 (月) (10:00) 現在

※下線は前回 (6/12) からの更新部位

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

各項目の照会先は文末をご参照ください

1. 事態の概要

- 本年 3 月 31 日に中国政府が 3 名の感染を公表。
- 現在までの発生状況は以下のとおり。(WHO 等の公表情報を元に記載)
 - ・ 感染が確定した者：143 名 (うち死亡者 47 名)
 - ・ 発生地域等：上海市 33 名、北京市 2 名、江蘇省 28 名、安徽省 4 名、浙江省 51 名、河北省 1 名、河南省 4 名、山東省 2 名、広東省 2 名、江西省 6 名、福建省 5 名、湖南省 2 名、香港 2 名、台湾 1 名

【うち本年 10 月以降の発生状況】

- ・ 感染が確定した者：8 名
 - ・ 発生地域等：浙江省 5 名、広東省 1 名、香港 2 名
- 感染源は未確定だが、生きた家禽類等との接触による可能性が高い。
 - 持続的なヒト－ヒト感染は認められていない。

2. 感染状況

- 5 月 22 日現在、899,758 検体が検査され、1 市 8 省 (上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、河南省、山東省、広東省、江西省、福建省) の生鳥市場、南京市の野生の鳩、江蘇省の伝書鳩農場から採取された 53 検体で鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルスが検出された旨公表 (中国農業部)。
- 以降も引き続き、動物の鳥インフルエンザ A(H7N9) モニタリング検査が実施されており、10 月は、中国 32 市省において、血清学的検査で 34 検体が陽性 (陽性率 0.07%)、病原学的検査では全て陰性であった旨公表 (中国農業部)。

(参考)

中国農業部ウェブサイト

(動物の鳥インフルエンザ A(H7N9) モニタリング検査結果 10 月分)

http://www.moa.gov.cn/sjzz/syj/dwyqdt/jczt/201311/t20131127_3687375.htm

(動物の鳥インフルエンザ A(H7N9) モニタリング検査実施要綱)

http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201308/t20130807_3551677.htm

3. 政府の主な対応

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/tori_inf/index.html (内閣官房 HP)

- 4月3日(水)
 - ・ 関係省庁実務者(課長級)の会議で情報共有
- 4月4日(木)
 - ・ 官房長官が記者会見で説明。関係省庁実務者(課長級)の会議で情報を共有。官房長官指示を徹底
- 4月18日(木)
 - ・ 政府行動計画案を議題とした関係省庁実務者(局長級)の会議で、中国における鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する情報を共有。
- 5月2日(木)
 - ・ 「新型インフルエンザ等対策有識者会議専門家による情報共有の場」を開催し、リスクアセスメント等の現時点で得られた知見を、医学公衆衛生の専門家間で情報共有。
- 7月16日(火)
 - ・ 「新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議」で、現時点の鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する情報等を都道府県と共有。
- 8月23日(金)
 - ・ 「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」で、現時点の鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する情報等を指定公共機関と共有。
- 11月5日(火)
 - ・ 「新型インフルエンザ等対策有識者会議」で、現時点の鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する情報、リスクアセスメント等の現時点で得られた知見を、医学公衆衛生等の専門家間で情報共有。

4. 各省庁の活動状況

<警察庁>

- 4月3日(水)
 - ・ 都道府県警察等に対し、政府の対応等について情報提供。

<総務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、患者の発生について情報提供(消防庁)
- 4月9日(火)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、政府の対応等について情報提供。(消防庁)
- 5月2日(木)
 - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9)の指定感染症への指定等について事務連絡を発出。(消防庁)

<法務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 地方入国管理官署に対し注意喚起
- 5月2日(木)

- ・ 地方入国管理官署に対し、指定感染症に定められる鳥インフルエンザ A(H7N9) の外国人患者の取扱いについて通知

<外務省>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (海外安全ホームページ)

- 外務省海外安全ホームページ上に感染症スポット情報を発出し、注意喚起を実施
 - ・ 4月3日(水)以降、随時発出。なお、8月から9月は更新がなかった状態が続き、10月に連続して感染発生が報告されたこともあり、10月より再度番号付けを行っている。
(最新: 12月4日(水) その6)
- 在外公館ホームページ及びメールマガジンにおいて、中国における鳥インフルエンザ A(H7N9) 発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施
 - ・ 在中国大使館: 4月1日(月)以降、随時発出 (最新更新日: 12月5日(木))
 - ・ 在広州総領事館: 4月1日(月)以降、随時発出 (最新更新日: 12月9日(月))
 - ・ 在上海総領事館: 4月1日(月)以降、随時発出 (最新更新日: 12月9日(月))
 - ・ 在重慶総領事館: 4月17日(水)以降、随時発出 (最新更新日: 10月28日(月))
 - ・ 在瀋陽総領事館: 4月3日(水)以降、随時発出 (最新更新日: 11月18日(月))
 - ・ 在大連出張駐在官事務所: 4月8日(月)以降、随時発出 (最新更新日: 12月4日(水))
 - ・ 在青島総領事館: 4月1日(月)以降、随時発出 (最新更新日: 12月4日(水))
 - ・ 在香港総領事館: 4月5日(金)以降、随時発出 (最新更新日: 12月7日(金))
 - ・ (公益財団法人) 交流協会台北事務所: 4月16日(火)以降、随時発出 (最終更新: 4月25日(木))
 - ・ (公益財団法人) 交流協会高雄事務所: 4月17日(水)以降、随時発出 (最終更新: 4月25日(木))
- 在上海総領事館において、4月1日(月)以降随時、日本人会、安全対策連絡協議会メンバー、地方自治体事務所及び邦人在住マンション掲示板にも上記の情報を伝達・告知。
- 4月以降、以下の在外公館等において、鳥インフルエンザ A(H7N9) に関する説明会等を実施。
 - ・ 在中国大使館、在上海総領事館、在瀋陽総領事館、在青島総領事館、在重慶総領事館、在大連出張駐在官事務所、在広州総領事館、在ネパール大使館、公益財団法人交流協会台北事務所
- 本邦から東北大学大学院医学系研究科の賀来教授を上海、蘇州及び北京に派遣、講演相談会を実施(4月26日(金)~28日(日))。
- 在香港総領事館: 12月3日(火)、現地で開催された安全対策連絡協議会にて、同日発生した鳥インフルエンザ A(H7N9) 患者発生についての情報提供及び注意喚起を実施。

<財務省>

- 4月4日(木)
 - ・ 税関関連部局に対し、情報提供等を実施

<文部科学省>

- 4月1日（月）
 - 上海日本人学校（虹橋校、浦東校）に連絡し、日本人学校の児童・生徒、保護者に関する被害状況を調査。学校の方では感染者等の報告を受けていないことを確認
- 4月8日（月）
 - 上海日本人学校（虹橋校、浦東校）、杭州日本人学校、蘇州日本人学校に連絡し、日本人学校の児童・生徒、保護者に関する被害状況を調査。学校の方では感染者等の報告を受けていないことを確認
 - 各国公私立大学病院に対し、中国で発生している鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生に関して情報提供等を実施
- 4月8日（月）
 - 中国内の全日本人学校（13校）に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況を報告するよう指示
- 4月15日（月）
 - 中国国内の全日本人学校（13校）から感染者等の報告を受けていないことを確認
- 4月16日（火）
 - 中国内の全日本人学校（13校）に対して、鳥インフルエンザに対する対応状況を大使館、担当領事館と情報共有するよう指示
- 4月24日（水）
 - 全日本人学校（13校）から、感染者等の報告を受けていないことを確認
 - 各都道府県・指定都市教育委員会総務課、私立学校主管課等に対し、同日付で「海外修学旅行の安全確保について」を通知し、域内及び所轄の学校へ安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼
- 4月25日（木）
 - 台湾において鳥インフルエンザの感染者が発生したとの情報を踏まえ、台湾に所在する全日本人学校（3校）に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況を報告するよう指示
- 4月26日（金）
 - 各国公私立大学等に対し、「留学生に関する鳥インフルエンザの対応について」を通知し、留学生等の安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼するとともに、留学生の受入れ・派遣等における適切な対応を依頼。また、各都道府県・指定都市教育委員会の総務課、私立学校主管課等に対しても、同様の通知「高校生等の留学等における安全確保について」を発出
- 5月1日（水）
 - 中国内の全日本人学校（13校）に注意喚起すると共に、児童・生徒、保護者に関する感染者等の状況、新たにといった対応を報告するよう指示
- 5月7日（火）
 - 中国国内の全日本人学校（13校）から感染者等の報告を受けていないことを確認

<厚生労働省>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/influenza/h7n9.html

- 新型インフルエンザ発生の場合に備え、省内の体制を確認・整備中

- ・ 情報収集し、関係者と情報共有を行うとともに、国民に対し情報提供を実施

その他以下の対応を実施

- 4月2日（火）
 - ・ 検疫所のホームページに発生状況を掲載
 - ・ 全国の自治体に対し、発生状況を情報提供
- 4月3日（水）
 - ・ 厚生労働省のホームページに発生状況を掲載
 - ・ 検疫所においてポスターを掲示し、中国への渡航者と中国からの帰国者へ注意喚起
 - ・ 医療機関に対し、症例情報の提供を依頼する通知を自治体に発出
- 4月4日（木）
 - ・ 検疫対応方針の事務連絡を検疫所長に発出
- 4月5日（金）
 - ・ 厚生労働省ホームページに A(H7N9) ウイルスに関する専用サイトを新設
- 4月10日（水）
 - ・ 中国から A(H7N9) ウイルス株が国立感染症研究所に到着
(ワクチン株の開発や検査セットの準備を進めている。)
- 4月15日（月）
 - ・ 検査セットを国立感染症研究所より都道府県や検疫所へ発送。
 - ・ 全国の自治体に対し、国内検査体制の事務連絡を発出。
- 4月18日（木）
 - ・ 当面の検疫対応フロー及び健康カード配布に関する事務連絡を検疫所長に発出。同内容を全国の自治体に周知。
- 4月19日（金）
 - ・ 検疫所において到着便の乗客に対し健康カードを配布
 - ・ 国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表 (5/1、5/21、8/30、11/5 更新)
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flua-h7n9/2276-a-h7n9-niid/3501-riskasses-130521.html>)
- 4月24日（水）
 - ・ 厚生科学審議会感染症部会を開催し、鳥インフルエンザ A(H7N9) を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定すること等について議論し、了承を得る。
- 4月26日（金）
 - ・ 鳥インフルエンザ A(H7N9) を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する等のための関連政令を公布。5月6日より完全施行。
 - ・ 鳥インフルエンザ A(H7N9) を検疫感染症に指定する関連法令の施行通知及び検疫対応通知等を検疫所長に発出（4月4日付け事務連絡を5月6日付けで廃止）。同内容を全国の自治体に周知。
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染症に関する臨床情報（国立感染症研究所まとめ）について、事務連絡を発送。
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版。国立感染症研究所作成）について、事務連絡を発送。
- 5月2日（木）

- ・ 5月6日以降の検疫対応フロー及び健康カード改正に関する事務連絡を検疫所長に発出（4月18日付け事務連絡を5月6日付けで廃止）。同内容を全国の自治体に周知。
- ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（4月26日送付の改訂版、5月6日時点・暫定版）、4月3日付症例情報提供及び協力依頼の廃止の通知、4月15日に送付した国内検査体制の事務連絡の改訂版を発送
- 5月20日（月）
 - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染症に対する院内感染対策（国立感染症研究所作成）に関する事務連絡を発出。
- 5月31日（金）
 - ・ 健康カードの配付方法の変更に関する事務連絡を検疫所長に発出。
- 7月26日（金）
 - ・ WHOのA(H7N9)ワクチン製造候補株のリストに、国立感染症研究所が開発したワクチン製造候補株（NIIDRG-10.1）が掲載。
- 9月2日（月）
 - ・ 新型インフルエンザ専門家会議を開催し、A(H7N9)ワクチンの開発方針を了承。

<農林水産省>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html#tori_infuluencr

※中国からの生きた家きん、生鮮家きん肉及び卵については、同国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、2004年1月から輸入を禁止しているところ。

- 4月5日（金）
 - ・ 国際獣疫事務局（OIE）を通じ、家禽における発生状況について情報収集
 - ・ 国内においては、従来から実施している家禽を対象とした鳥インフルエンザのサーベイランス対象鳥種に飼養されているハトを追加し、監視
- 4月6日（土）
 - ・ 都道府県に対し、中国からOIEに報告された低病原性鳥インフルエンザの発生状況を情報提供
- 4月8日（月）
 - ・ 農林水産省及び動物検疫所のホームページに中国からOIEに報告された低病原性鳥インフルエンザの発生状況掲載
- 4月9日（火）
 - ・ 航空会社・船会社に対し、鳥インフルエンザ等の発生国からの直行便における旅行者や入国者へのアナウンスの実施や質問表の配布についての協力を改めて依頼
- 4月26日（金）
 - ・ 都道府県に対し、家きん飼養者の海外渡航の自粛の指導の徹底等について改めて通知
- 5月24日（金）

飼養されているハトのサーベイランスについて、これまで全国220か所で検査を実施したところ、全て陰性であり鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった旨及び一部の都道府県では引き続き検査を実施中であることを公表。
- 6月5日（水）

飼養されているハトのサーベイランスについて、最終的には、全国 274 か所で検査を実施し、全て陰性であり、鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった旨を公表。

○ 12月2日（月）

- ・ 海外からの人や物の動きが激しくなる年末年始・旧正月は、伝染病の侵入リスクが高まる時期でもあることから、動物検疫の強化について、関係各省及び都道府県に対し協力を依頼。
- ・ 中国当局が公表した同国の家さん等における鳥インフルエンザ A(H7N9) のモニタリング検査結果について、農林水産省のホームページに掲載するとともに、都道府県に対し情報提供。

<経済産業省>

○ 4月8日（月）

- ・ 関係団体等に対して中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関して情報提供を実施

<国土交通省>

○ 4月4日（木）

- ・ 航空局が関係事業者等に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施
- ・ 海事局が関係団体に対し本事案に関する情報提供を実施
- ・ 自動車局が業界団体に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施
- ・ 港湾局が港湾管理者及び関係事業団体（港湾運送業、タグ事業）に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施

○ 4月5日（金）

- ・ 観光庁が関係団体に対し本事案に関する情報提供を実施

○ 4月8日（月）

- ・ 鉄道局が関係事業者等に対し中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施

<環境省>

<http://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection1.html>

- ・ 国内において定期的に野鳥の糞便（ガンカモ類 10月～5月）及び死亡個体（年間を通じて）のインフルエンザウイルス保有状況調査を実施しており、今のところ、A(H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。

○ 4月18日（木）

- ・ 調査対象野鳥に、シギ・チドリ類、サギ類、キジバトを追加することを公表。現在詳細について調整中。

○ 6月7日（金）

- ・ 4月下旬から5月下旬にかけて、シギ・チドリ類やハト類が飛来する干潟等、サギ類の集団繁殖地において野鳥の追加調査を実施。全国7箇所から採取された計338検体について検査した結果、鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった旨公表。

○ 11月29日(金)

- ・ 10月のガンカモ類の定期糞便検査として、糞便2,216個を採取し、検査した結果、A(H7N9)のインフルエンザウイルスは検出されなかった旨を公表。

5. その他

○ 国民への情報提供（鳥インフルエンザA(H7N9)に関するQ&A）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/influenza/h7n9_qa.html

<関係省庁の照会先について>

1. 事態の概要

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

2. 感染状況関係について

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

3. 政府の主な対応関係について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 03-3581-4569

4. 各府省の活動状況関係について

警察庁警備局警備企画課 03-3581-0141

総務省消防庁消防・救急課救急企画室 03-5253-7529

法務省入国管理局総務課企画室 03-3592-6852

外務省領事局政策課 03-5501-8152

財務省大臣官房総合政策課政策推進室 03-3581-7934

文部科学省大臣官房総務課 03-6734-2156

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

経済産業省大臣官房総務課 03-3501-1327

国土交通省大臣官房危機管理室 03-5253-8974

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 03-5521-8285

5. その他

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257